

会則第 37 条に基づく表彰に関する細則

第 1 条 この細則は会則第 37 条に基づき、大都市共闘建設部会の構成単組・支部組合員で、この部会に対し多大な功労があった場合の表彰に関する基準、手続き等について定める。

第 2 条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 部会の役員を 4 期 8 年以上にわたり就任したとき又はこれに準じる功労があったと認められるとき
- (2) 部会に貢献があったと認められるとき

第 3 条 表彰の決定は、次のとおり行う。

- (1) 単組・支部の代表者より表彰申請（様式 1）があり、幹事会で決定したとき
- (2) 都市幹事の推薦に基づき幹事会で決定したとき

第 4 条 表彰は感謝状及び記念品とし、総会において行う。

第 5 条 表彰者の総会参加については、当該都市又は当該単組・支部の負担とする。

第 6 条 この基準で定められていない事項は、その都度、幹事会で決定する。

- 附 則
1. この基準は、2012 年 11 月 2 日から施行し、2010 年 11 月 2 日から適用する。
 2. 第 2 条第 1 項第 1 号の適用において、都市代表者は部会役員とみなす。
 3. 第 2 条第 1 項第 1 号の規定中、「これに準じる功労」とは部会 3 役を 2 期 4 年にわたり就任した場合とする。また、幹事等の経歴と合算する場合において、部会 3 役 1 期 2 年の経歴は他の部会役員の経歴 2 期 4 年とみなす。
 4. 各都市単組・支部の組合役員を 20 年以上にわたり就任した者が組合役員を退任した場合又は、退職する場合において、その在任期間中に分科会担当都市、総会開催都市など 15 年以上大都建運動に貢献した場合は、第 2 条第 1 項第 2 号に該当する。